

岩手県告示第614号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、漁港の区域を次のとおり変更する。

平成21年7月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 漁港の名称 第2種 船越漁港（浦の浜地区）
- 2 漁港の所在地 下閉伊郡山田町
- 3 変更後の漁港の区域

水 域	陸 域
(浦の浜地区) 次のア点からエ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面 ア点 北緯39度26分22秒4865 東経141度58分49秒3786 イ点 北緯39度26分24秒0004 東経141度58分38秒0248 ウ点 北緯39度26分35秒5392 東経141度58分48秒6071 エ点 北緯39度26分30秒3915 東経141度58分57秒8547	(浦の浜地区) 水域の欄に規定するウ点、エ点、ア点、イ点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた地域